

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成 20 年 12 月 11 日

国土交通省航空局

監理部航空事業課長 殿

照会者名 児島真顕

住所 神奈川県鎌倉市材木座2-14-24

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

航空法第100条第1項、123条1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

航空機を共同保有して利用・活用することを計画しています。航空機の保有形態は、

保有形態①：航空機購入のために任意に設立した団体（以下、団体）が航空機を登記して保有するものとし、団体に出資した者が団体保有機を自らの目的のために使用する。

若しくは、

保有形態②：航空機の登記は出資した個人名、または出資した法人等の名称、若しくは個人・法人等の共同名義で保有し、登記名義人が自らの目的のために使用する。

といういずれかの保有形態をとる予定です。

団体への出資者は、航空機保有の権利を得るために出資するものとなりますが、出資者は次のように区分されます。

出資者①：操縦免許を保有しており、自ら操縦することを目的として出資する者。

出資者②：操縦免許は保有していない者、又は法人等で、自らの移動を目的として航空機を利用するために団体に出資する者。この者が航空機を利用する時は、団体への出資者で操縦免許（事業用操縦士以上の有資格者）保有者に操縦を委託（操縦することに対する報酬を支払います）するか、自ら雇い入れた操縦士に操縦を行わせる予定です。

団体への出資者は、団体保有機の利用・管理・持ち分の処分等についての権利、および前記事項について自由に意見を述べる権利を有するとともに、自らの持ち分について、団体が定める規約に従って自由に譲渡できる形態での運用を予定しています。

別添のファイルに「別添図－1 団体保有の概要」として団体の保有形態を図示しています。ご参照ください。

保有形態①、および同②が予定している行為は以下のとおりです。

行為①：操縦免許を保有する構成員に、自ら操縦桿を握り操縦を楽しむ行為を行わせること。

行為②：操縦免許を保有しない構成員に、自らの移動の目的のために保有機を利用させること。

行為③：操縦免許を保有する構成員に、自ら従事する生業に保有機を利用させること。

行為④：保有機を、技量保持、あるいは自らの目的に利用を希望する者に貸し出すこと。

別添ファイルに「別添図－2 利用の概要」として予定行為を図示しています。ご参照ください。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

行為①について：「航空運送事業」とは、同法第2条第18項において、「他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業」とされております。また、「航空機使用事業」とは、同法第2条第21項において、「他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業」とされております。

保有形態①、および同②が予定している当該行為①は、これらに該当しないものと考えられますので、行為①を行わせることについては、「航空運送事業」、および「航空機使用事業」の

許可は、いずれも取得する必要はないと考えます。

行為②について：「航空運送事業」および「航空機使用事業」でいう「他人の需要」とは、不特定多数の他人（公衆）の用に供する場合、および、特定の者の利用に供する場合を含むものと考えますが、上記保有形態①、および同②の者は、ここでいう特定の者には該当せず、「自家用の運航」を行う者であると考えますので、「航空運送事業」、および「航空機使用事業」の許可は、いずれも取得する必要はないと考えます。

行為③について：この項目の行為を行おうとする者は、自ら生業として従事する物品販売業、および修理請負業を完結するために団体に出資して航空機を利用、若しくは自らの名義の航空機を、物品の輸送の費用を顧客に負担してもらい航空機を利用するものです。この場合、「他人の需要に応じて航空機を使用して有償で貨物の運送」を行うこととなりますが、自ら生業とする業務に密接不可分の行為として業務に付随して物品を有償で航空機を使用して運送したとしても、運送事業には該当しないと考えられるため、「航空運送事業」、および「航空機使用事業」の許可は、いずれも取得する必要はないと考えます。

行為④について：上記行為④を行う場合において、機体と操縦士をセットにして貸し出す場合には、技量保持等訓練を主体とする目的への貸し出しである場合には「航空機使用事業」の許可が、その他の目的の場合で借り手が自らの目的に利用する場合（操縦行為が目的でなく、旅客のように利用すること）では、「航空運送事業」の許可が必要と考えます。

なお、機体と操縦士をセットにして貸し出す場合でも、操縦行為を目的とする者への貸し出しについては、機体とセットになる操縦士はセーフティーパイロットとしての役割であり、訓練目的ではないことから、「航空機使用事業」の許可は必要ないと考えますが、実態として初めて貸し出しを受ける者に対しての同乗は訓練と同義ととらえることができるため、「同型機での飛行経験を保有しており、かつ、航空局が定めている自家用操縦士の技量保持基準を充足している者に限った場合」における貸し出しには「航空機使用事業」の許可は必要ないということになるものと考えます。

しかし、保有形態①、および同②が予定している行為では、保有機を操縦するのに安全と認められる操縦士を同乗させることを条件としますが、操縦士は、保有形態①、および同②のいずれとも利害関係のない者を指定して紹介する形式とし、紹介に関連した対価は借り手、紹介する

操縦士のいずれからも受けとらないものとしますので、この場合においては、「航空機のリース」という行為であり、「航空運送事業」、および「航空機使用事業」の許可は、いずれも取得する必要はないと考えます。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

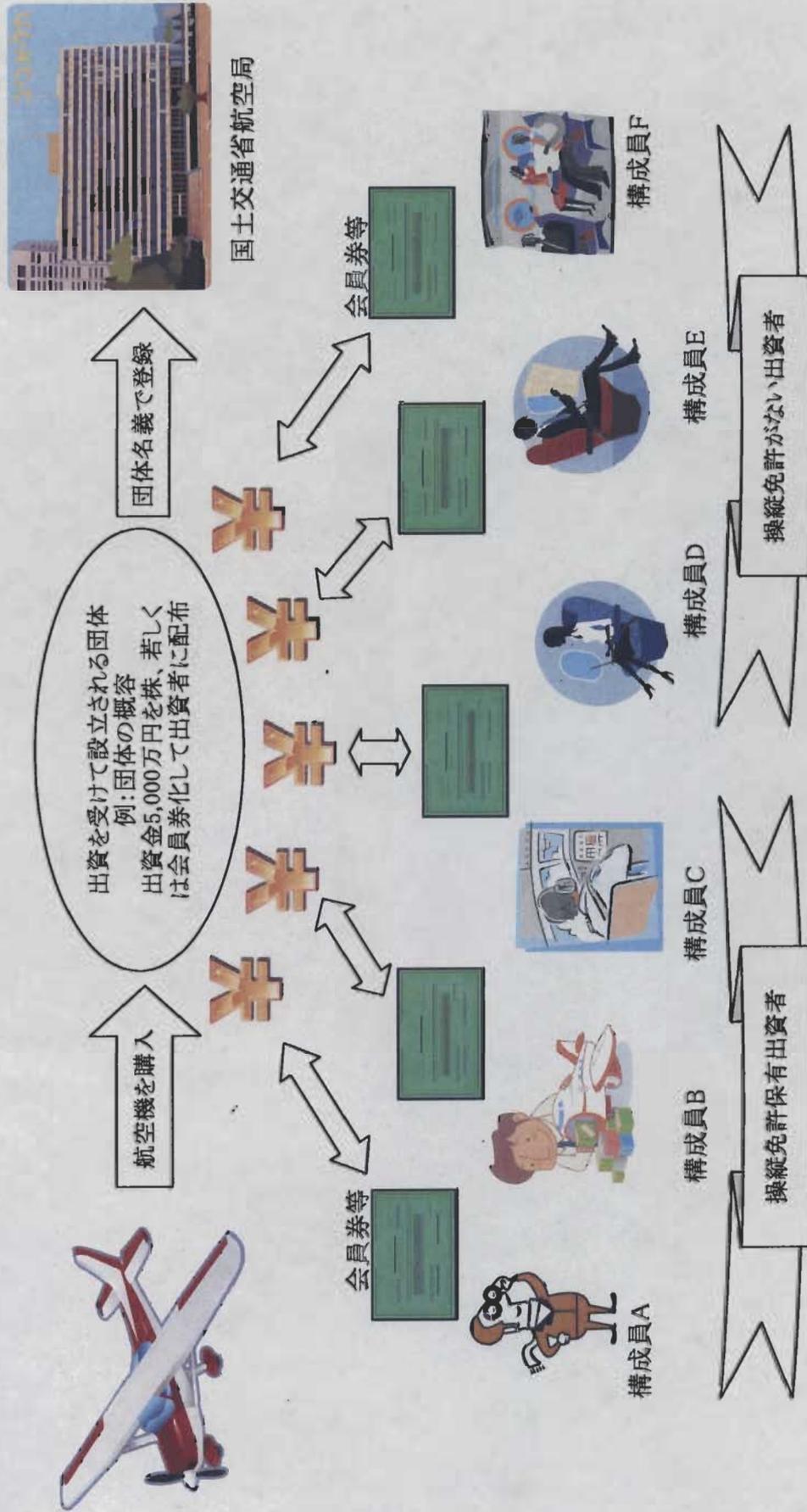
ありません。

5. 連絡先

住所 神奈川県鎌倉市材木座2-14-24 児島真顕

電話 0467-23-7723

別添図-1 団体保有の概容



別添図-2 利用の概容

